

(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

第66回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システム構築の基本方針）は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、経営理念及び社訓の経営基本方針に則った「倫理規範」及び「TS基本方針」を制定し、その精神を役職者をはじめグループ会社使用人に継続的に伝達することにより、企業市民として地域社会に貢献することはもとより、法令と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底するとともに、コンプライアンスの推進、業務及び財務リスク等の総括的な管理を目的とした内部統制委員会（小委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会）を設置する。

また、法令違反の未然防止及び早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、弁護士等とも連携し法令順守に努める。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、取締役会及びその他重要な会議の議事録、稟議書並びにその他の職務執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規程」、「取締役会規程」、「執行役員会議規程」及び「稟議規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

また、取締役及びその他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全般を統括する組織として内部統制委員会内にリスク管理委員会を設置し、経営における危機管理等を総括的に管理する体制を整える。

また、会社の経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合に、会社が取るべき対応として「リスク管理規程」に基づく「危機管理計画」を制定し、今後も適宜見直していく。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令または定款において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定するとともに、使用人の業務執行状況を監督する。

取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の委譲が行われるとともに、使用人についても「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の定めるところに従って、それぞれの部門、職位ごとに役割及び権限分担が行われる。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」の定めるところに従い、子会社の事業運営状況等について定期的な報告書及び管理資料等の提出を求めるとともに、子会社における決議事項等の重要事項については、当社の取締役会に報告する。

また、グループ戦略会議等を通じて子会社との円滑な情報交換を行う。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業態に応じた各種損害発生の可能性を踏まえた効果的な危機管理を目指し、関連規程の整備と危機管理計画の制定及び当社への報告・連携体制を整える。

また、これに係る監査体制として、監査役及び監査室は定期または臨時に子会社の監査を実施し、必要に応じて当社の取締役会に報告する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営に関しては、業態の独自性等の観点からも独立性を尊重しつつ、経営計画に基づく効率的な業務遂行を目指し、重要な会議体の運用基準の整備と適切な意思決定の機能強化を図るほか、諸規程の整備や取締役の担当職務に係る権限委譲等を通じて、使用人の業務効率の向上を進める。

また、子会社の取締役や監査役を必要に応じて当社から派遣し、取締役の職務執行の監督や業務執行を監査するとともに、適切な指導を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社で実践している基本的なコンプライアンスの構築方針に準拠し、「倫理規範」や「行動指針」の展開を進めるとともに、法令違反等の未然防止及び早期発見に向けて内部通報制度の導入を進める。

また、当社のコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス体制の構築に向けて統括的な活動を計画的に推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査室員等が適宜監査役を補助する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、人事異動及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

(8) 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、監査役に報告する。

また、監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

内部通報をはじめとする社内の自主的・自浄的な報告事案に関しては、「内部通報制度規程」で定めた運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

② 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、当社の監査役並びに「関係会社管理規程」に定める管轄部署及び統括部署に報告する。

また、内部通報制度の運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

当社の監査役及び子会社の監査役の連携強化による監査環境の整備に向け、グループ監査役会を定期的に開催する。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において通報者の保護について定めるとともに、当社及び子会社において、監査役への報告を行った者がこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査が実効的に行なわれることに付随して必要となる監査費用については、あらかじめ監査役の年度予算の中で計上するほか、緊急または臨時の監査費用についても前払いや償還を請求された場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めるところに従って、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会内にJ-SOX法委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び改善を図る。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、「倫理規範」において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引も含め一切関係を持たないことを定め、すべての取締役及び使用人に対し周知徹底する。

② 当社は、反社会的勢力への対応として総務部が統括し情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる。

2. 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、取締役を含めたメンバーで構成されている内部統制委員会（下部委員会にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会を設置）が中心となり、当社グループ全体が共通認識をもって内部統制システムの充実・強化に取り組んでおります。

当事業年度の具体的な展開施策としまして、当社グループが企業活動の基本とする「倫理規範」「TS基本方針」を実践するための具体的な行動を「CSRガイドライン」として整理し、当社の理念を社員が理解できるよう「TS理念体系ハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、職場での説明会の実施や定期的な朝礼での読み合わせ等を継続することで、理念の浸透と徹底に取り組んでおります。また、関係会社におけるコンプライアンス体制の構築・強化を目的として、各社の社内規程整備の状況把握と実情を踏まえた制定・改訂を計画的に進めるほか、当社におきましては、法令順守体制における課題事項を繰り返し確認しながら各種対策の定着を図るなど、グループ全体の内部統制の充実化を進めております。

一方、グループ各社の損失の危険の管理としてのリスク管理につきましては、各社の業態に応じた潜在リスクの洗い出しと評価を実施し、各種のリスクに対する従来からの危機管理やリスク対応の現状整理を踏まえながら、個別リスクの発生頻度および影響度を低減させるための取組みを推進しております。当事業年度においては、危機管理計画書をもとに実施してきた各対策チーム別の演習から得られた課題を踏まえ、実効性のある危機管理体制の更なる強化のため、災害対策用の非常電源をはじめとするハード面の充実と危機管理計画書の見直しを図っていきます。今後も地震・水害・感染症対策等のリスクを想定したBCP（事業継続計画）の充実化をはじめ、グループ全体としての危機管理体制の構築を進めてまいります。

（注）本事業報告の記載数字は、金額及び株式数等については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,163	1,882	7,113	△55	11,104
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△105		△105
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△2,250		△2,250
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		5		9	15
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	5	△2,356	9	△2,341
当 期 末 残 高	2,163	1,888	4,756	△46	8,762

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	262	1,433	391	2,087	4,982	18,173
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△105
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△2,250
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						15
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	54	320	189	564	△757	△193
連結会計年度中の変動額合計	54	320	189	564	△757	△2,534
当 期 末 残 高	317	1,753	580	2,651	4,224	15,638

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 8 社
- ・ 連結子会社の名称
(株)トリニティ
高木精工（香港）有限公司
高和精工（上海）有限公司
佛山市南海華達高木模具有限公司
高木汽車部件（佛山）有限公司
武漢高木汽車部件有限公司
P T タカギ・サリマルチウタマ
タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 2 社
- ・ 持分法を適用した会社等の名称
御坊山観光開発(株)
大連大顕高木模具有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、(株)トリニティ他1社の決算日は連結決算日と一致しております。また、高和精工（上海）有限公司他5社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ 時価法

(ハ) 棚卸資産

製品・商品・仕掛品・

原材料・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また在外連結子会社は主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

(ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

主に、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に関連した損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として、車両分野及びＯＡ（その他）分野に関するプラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」を行っております。プラスチック製品の販売については、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っており、当該引渡時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。プラスチック製品の製作に使用する金型の販売については、顧客との契約に基づいて金型の支配を顧客に引き渡す義務を負っており、当該支配の移転時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

当該事業において、対価は通常、履行義務の充足時点の翌月から６か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社における繰延税金資産の額は以下のとおりであります。

繰延税金資産（評価性引当額控除前）	3,192百万円
評価性引当額	△2,968百万円
繰延税金資産（評価性引当額控除後）	223百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生等に係る減額税金の見積額について、その回収可能性を判断し計上されます。

当社における繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社の翌事業年度の事業計画を基礎として見積もられます。当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

① 担保資産

建物及び構築物	435百万円
機械装置及び運搬具	274百万円
土地	485百万円

② 担保付債務

短期借入金	1,393百万円
1年以内返済予定の長期借入金	575百万円
長期借入金	887百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 41,171百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

当社の連結子会社である高木自動車部件（佛山）有限公司及び武漢高木自動車部件有限公司については、当社海外事業における経営資源の選択と集中の一環として持分譲渡を検討しており、当連結会計年度において持分譲渡の可能性が高まったこと及び当該持分譲渡に際して損失が見込まれることから、当連結会計年度において関係会社整理損失3,379百万円を計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,822,472	—	—	2,822,472

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	42,439	140	7,300	35,279

（注）単元未満株式買取により増加しております。また、譲渡制限付株式付与により減少しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年6月25日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 50百万円
- ・ 1株当たり配当額 18円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月26日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

2024年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 55百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2024年9月30日
- ・ 効力発生日 2024年12月9日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催予定の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 55百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月26日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、その一部については、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、それぞれのリスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた明確な社内ルールは無いものの、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんど無いと判断しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	1,107	1,107	－
資産計	1,107	1,107	－
①長期借入金	3,417	3,393	△23
②リース債務	101	98	△2
負債計	3,518	3,492	△26
デリバティブ取引	(6)	(6)	－

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (単位：百万円)
非上場株式	372

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,107	—	—	1,107
資産計	1,107	—	—	1,107
デリバティブ取引				
通貨関連	—	6	—	6
負債計	—	6	—	6

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	3,393	—	3,393
リース債務	—	98	—	98
負債計	—	3,492	—	3,492

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(投資有価証券)

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

(デリバティブ取引)

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(長期借入金並びにリース債務)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	中国	東南アジア	
成形品事業車両分野	21,044	4,974	12,854	38,873
成形品事業〇A（その他）分野	1,299	3,932	—	5,231
その他事業	111	—	—	111
顧客との契約から生じる収益	22,455	8,907	12,854	44,217
その他の収益	75	—	—	75
外部顧客への売上高	22,531	8,907	12,854	44,293

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4） 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,095円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 808円20銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社持分の譲渡)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、当社の連結子会社である高木自動車部件（佛山）有限公司及び武漢高木自動車部件有限公司の全出資持分を譲渡することを決議するとともに、同日付で譲渡先である上海鵬成協通企業発展有限公司との間で持分譲渡契約を締結しました。

(1) 持分譲渡取引の概要

① 持分譲渡の理由

当社は、2005年2月に高木自動車部件（佛山）有限公司を、2014年4月に武漢高木自動車有限公司をそれぞれ設立し、中国国内市場を対象とした四輪用プラスチック部品の製造・販売事業等を展開してまいりました。昨今の事業環境の変化に鑑みて、海外事業における経営資源の選択と集中を実施することが当社の一層の企業価値向上に資すると判断し、本持分譲渡を決定いたしました。

② 譲渡する子会社の概要

(イ) 高木自動車部件（佛山）有限公司

事業の内容：車両用プラスチック部品の製造・販売等

取引関係：当社は、当該会社に対し、技術供与及び債務保証を行っております。

当該子会社が含まれている報告セグメント：中国

(ロ) 武漢高木自動車部件有限公司

事業の内容：車両用プラスチック部品の製造・販売等

取引関係：当社は、当該会社に対し、技術供与及び債務保証を行っております。

当該子会社が含まれている報告セグメント：中国

③ 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡する子会社に係る損益の概算額合計

売上高	4,526百万円
営業利益	△687百万円

④ 譲渡する相手会社の概要

名称：上海鵬成協通企業発展有限公司

事業の内容：企業経営コンサルティング、ビジネスコンサルティング等

取引関係：該当事項はありません。

⑤ 譲渡前後の所有持分

(イ) 高木汽車部件（佛山）有限公司

譲渡前の所有持分：66.0%（議決権所有割合 66.0%）

譲渡持分：66.0%（議決権所有割合 66.0%）

異動後の所有持分：0%

(ロ) 武漢高木汽車部件有限公司

譲渡前の所有持分：16.5%（議決権所有割合 66.0%）

譲渡持分：16.5%（議決権所有割合 66.0%）

異動後の所有持分：0%

本持分譲渡の時期

契約締結日 2025年5月7日

譲渡実行日 2025年6月上旬（予定）

(2) 損益への影響

当連結会計年度において、関係会社整理損失3,379百万円を計上しております。

なお、本持分譲渡の実行に伴い、高木汽車部件（佛山）有限公司及び武漢高木汽車部件有限公司は当社の連結子会社から除外されることになります。

(注) 本連結注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,163	1,850	0	1,850
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
当 期 純 損 失 (△)				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	5	5
当 期 末 残 高	2,163	1,850	5	1,855

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	178	18	3,545	3,742
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△105	△105
特別償却準備金の取崩		△10	10	－
当 期 純 損 失 (△)			△1,056	△1,056
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	△10	△1,151	△1,161
当 期 末 残 高	178	8	2,393	2,580

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△55	7,700	257	257	7,958
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△105			△105
特別償却準備金の取崩		—			—
当 期 純 損 失 (△)		△1,056			△1,056
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	9	15			15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			55	55	55
事業年度中の変動額合計	9	△1,146	55	55	△1,091
当 期 末 残 高	△46	6,554	312	312	6,866

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|--|
| | 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げ
の方法）によっております。 |
| ① 製品・仕掛品 | 先入先出法（金型については個別法） |
| ② 原材料 | 総平均法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8～12年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に関連した損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、車両分野及び〇Ａ（その他）分野に関するプラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」を行っております。プラスチック製品の販売については、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っており、当該引渡時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。プラスチック製品の製作に使用する金型の販売については、顧客との契約に基づいて金型の支配を顧客に引き渡す義務を負っており、当該支配の移転時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

当該事業において、対価は通常、履行義務の充足時点の翌月から６か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における扱いが連結計算書類と異なります。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表 7. 税効果会計に関する注記をご参照ください。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生等に係る減額税金の見積額について、その回収可能性を判断し計上されます。

当社における繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社の翌事業年度の事業計画を基礎として見積もられます。当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	435 百万円
機械及び装置	274 百万円
土地	485 百万円

② 担保付債務

短期借入金	700 百万円
1年以内返済予定の長期借入金	575 百万円
長期借入金	887 百万円
保証債務	156 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,781 百万円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	424 百万円
高木汽車部件（佛山）有限公司	258 百万円
武漢高木汽車部件有限公司	217 百万円
高和精工（上海）有限公司	157 百万円
(株)トリニティ	68 百万円
合 計	1,125 百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	634 百万円
短期金銭債務	19 百万円
長期金銭債権	8 百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	207 百万円
仕入高	174 百万円
仕入以外の営業取引高	120 百万円
営業取引以外の取引による取引高	641 百万円

(2) 関係会社整理損失

当社の連結子会社である高木汽車部件（佛山）有限公司及び武漢高木汽車部件有限公司については、当社海外事業における経営資源の選択と集中の一環として持分譲渡を検討しており、当事業年度において持分譲渡の可能性が高まったこと及び当該持分譲渡に際して損失が見込まれることから、当事業年度において関係会社整理損失1,912百万円を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	35,279 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	147 百万円
未払社会保険料	23 百万円
未払事業税等	14 百万円
退職給付引当金	927 百万円
投資有価証券評価損	65 百万円
関係会社株式評価損	276 百万円
関係会社整理損失	582 百万円
ゴルフ会員権評価損	17 百万円
貸倒引当金	134 百万円
税務上の繰越欠損金	459 百万円
減損損失	232 百万円
繰越外国税額控除	91 百万円
その他	218 百万円
繰延税金資産小計	3,192 百万円
評価性引当額	△2,968 百万円
繰延税金資産合計	223 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△131 百万円
その他	△3 百万円
繰延税金負債合計	△135 百万円
繰延税金資産の純額	88 百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	所有 直接49.2%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	424	—	—
子会社	高木自動車部品(佛山)有限公司	所有 直接66.0%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注)	258	—	—
子会社	武漢高木自動車部品有限公司	所有 直接16.5% 間接49.5%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注)	217	—	—

(注) 子会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,463円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 379円24銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 本個別注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。